官報
大蔵省印刷局発行
明治二十五年二月二十一日第三種郵便物認可
日刊（日曜休日休刊）
付録資料版（毎週水曜）

省令

○農林省令第三十七号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十一年七月二十六日

農林大臣　安倍晋太郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「釧路」を「留萌、釧路」に改め、「佐伯」の下に「、細島」を加え、同条第二項中「大豆その他油脂原料（船積貨物に限る。）については第二号に掲げる港」を削り、「第三号」を「第二号」に改め、同項第一号中「、細島」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「、留萌」及び「、細島」を削り、同号を同項第二号とする。

附　則

この省令は、昭和五十一年八月一日から施行する。